

○学校法人東北医科薬科大学寄付金取扱規程

令和7年5月22日制定

学校法人東北医科薬科大学寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東北医科薬科大学(以下「法人」という。 )における寄付金の取扱いについて必要な事項を定め、その適正な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における寄付金とは、企業・団体・個人(以下「寄付者」という。 )が法人の設置目的及び事業の維持発展に適う金員又は現物等を寄付するものをいう。

(使途の特定)

第3条 寄付金の使途は、寄付者が指定できるものとする。ただし、寄付者が使途を指定しない場合は、理事長がこれを決定する。

(寄付金の種類)

第4条 法人が受入れる寄付の使途及び種類は、次のとおりとする。

(1) 一般寄付

使途を特定せずに寄付するもの

(2) 特別寄付

使途をあらかじめ指定して寄付する次のもの

ア 使途指定寄付

寄付者があらかじめ使途を指定するもの

イ 募集特定寄付

法人があらかじめ使途を特定するもの

2 寄付の方法及び種類は、次のとおりとする。

(1) 個別寄付金

現金、振込、クレジットカード決済等により寄付の都度に必要な手続きをした金員

(2) 継続寄付金

クレジットカード決済等により月単位等で継続的に寄付した金員

(3) 現物等寄付

動産もしくは不動産、有価証券又は特許権並びに著作権等の無体財産権の寄付、及び寄付されたこれら現物等の売却又は賃貸等により得られた金員(以下「現物等」という。 )

(4) 遺贈寄付

遺言により贈与した金員、現物等

(5) その他寄付

前4号に定める以外の寄付による金員、現物等

(募集特定寄付)

第5条 法人が前条第1項第2号イに定める募集特定寄付の募集を行う際は、寄付の目的及び使途を明らかにするため、募集目的、募集総額、募集期間及び募集対象その他必要な事項を記載した募金趣意書等を作成しなければならない。

2 募集特定寄付については、募集結果等を理事会に報告しなければならない。

(申込方法)

第6条 寄付金の申込みに際しては、法人は、原則として事前に寄付者より別に定める寄付金申込書の提出又は寄付者名、寄付額等これに準ずる情報の提供を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が寄付金申込書の提出等が不要と判断した場合には、これを省略することができる。

(受入れ範囲)

第7条 法人は、教育、研究、医療など法人の事業の維持発展及び設置目的に適う寄付金を受入れるものとする。ただし、次の各号に掲げる条件が付されているものは、原則として受入れることができないものとする。

(1) 学会・研究会等の運営に資すること。

(2) 寄付金受入れに伴い、法人に著しい財政負担又は義務が伴うこと。

(3) 寄付により取得した財産を当該寄付者又は第三者に譲渡すること。

(4) 寄付金による学術研究の成果として得られた知的財産権等の権利を寄付者に譲渡又は使用させること等、寄付者に対して寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。

(5) 寄付金の使用について、寄付者が会計検査を行うこと。

(6) 寄付申込み後、寄付者がその意思により寄付金の全部又は一部を取り消す可能性があること。

2 前項各号に定めるもののほか、次の各号に掲げる寄付金は受入れることができないものとする。

(1) 法人が設置する大学の入学志願者又はその関係者から入学と因果関係のある若しくはその疑念を抱かれる寄付金

(2) 法人関係者が主催する学会、研究会等の余剰金を充てるもの

(3) 暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準じる団体又はその構成員等から申し出があったもの

(4) その他法人の管理運営に支障が生じるおそれがあるもの

3 前項第2号の定めにかかわらず、法人に余剰金に関する財政負担又は納税義務が伴わないものについては、受入れることができる。

4 寄付の受入れ決定後又は受入れ後であっても、当該受入れによって第1項及び第2項に規定する事項に該当し、法人に不利益を生じさせ、支障があると判明した場合には、理事長は当該寄付の受入れを撤回又は取消すことができる。

(受入れの決定等)

第8条 法人は、寄付の申込みがあったときは、前条に規定する条件により、受入れの可否を決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により寄付金の受入れを決定したときは、寄付申込者に納入の依頼を行うものとする。ただし、理事長が不要と判断した場合には、これを省略することができる。

3 遺贈寄付の場合は、前項の依頼は行わない。

4 現物等の寄付については、次の各号に掲げる事項のほか、これから生ずる運搬費、設置費等受入れに際し発生する費用負担及びリスク並びに換金性等を勘案してその受入れを決定しなければならない。

(1) 不動産及び動産については、現状有姿のまま受入れるものとする。ただし、寄付物件に抵当権の設定等負担がある場合には、負担の無い状態になったときに受入れるものとする。

(2) 不動産及び動産については、寄付金受入れの際に譲渡制限がない場合には、市場の適正な価格で売却することができるものとする。

(3) 有価証券については、市場の適正な価格で売却することができるものとする。

(受領書の発行)

第9条 寄付物品等が法人に納入されたときは、寄付者に礼状及び受領書を送付するものとする。ただし、匿名による寄付及び寄付者が発行を希望しない場合は、この限りでない。

(使途変更)

第10条 寄付金は、原則として、受入れを決定した使途以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は理事会の議を経て寄付金の使途を変更することができる。

- (1) 寄付目的が達せられ、寄付金に残額が生じたとき
- (2) 寄付金の残額が著しく少額となったとき
- (3) 寄付の目的とする事業の実施期間又は寄付金の使用期間が終了したとき
- (4) 適正かつ合理的な理由により、寄付の使用内容等を変更するとき
- (5) 寄付者により寄付の目的とする事業の代表者等として指名された教職員が退職したとき

2 前項の規定にかかわらず、奨学寄附金(法人の教職員が行う教育・研究活動のための経費に充てることを目的とする寄付金をいう。)の使途変更等については、別に定める。(管理)

第11条 寄付された金員及び現物等は、その内容により基本財産又は運用財産に編入したうえで、寄付者名、寄付額等を記録するなど適切な管理をしなければならない。

2 寄付金の支出にあたっては使途の透明性を確保し、その使途・目的に沿った適切かつ計画的な執行を行うものとする。

3 寄付金を受入れた後に返金が必要な事由が発生した場合には、その額は返金までに法人が負担した経費及び振込手数料を控除した金額により行う。

4 前3項の処理に当たっては、学校法人東北医科薬科大学経理規程、その他関連諸規程に基づき行うものとする。

(間接経費)

第12条 第4条第1項第2号に規定する使途指定寄付は、原則としてその寄付金額の一部を法人の間接経費に充てるものとする。

2 前項の経費は、寄付金額の30%を超えないものとする。

(管理経費)

第13条 寄付により得た不動産の賃貸又は無体財産権の利用等により収益を得られる場合は、適切な範囲で管理経費を控除するものとする。

(委員会等の設置)

第14条 理事長は、広く寄付金を募集すること及びその管理、運用等を適切に行わせるための委員会等(以下「委員会」という。)を置くことができる。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の組織、運営等については別に定める。

(情報公開)

第15条 寄付の受入れ及びその使途については、有効に寄付を活用していることが分かるように公開するよう努めるものとする。

(顕彰)

第16条 法人は、別に定めるところにより、寄付者を顕彰する。

(疑義の解明)

第17条 この規程の解釈若しくは適用に疑義が生じた場合は、理事長が決定する。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(事務手続き)

第20条 本規程に関する事務手続きは財務部財務課が行う。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

---